

## ★遺族が受ける年金型生保に最高裁が二重課税認定

保険金を分割して遺族が受け取る年金型の生命保険に、相続税に加えて所得税を課することが違法な二重課税に当たるかどうか争われていた裁判で、最高裁判所第三小法廷は7月6日、所得税の課税は「二重課税」に当たるとし、遺族側の主張を認める判決を言い渡しました。

判決は長年続いてきた課税のあり方に見直しを迫るもので、税金の還付など大きな影響が出ると思われます。

### <判決までの過程>

この裁判は、長崎市の女性が、夫が加入していた生命保険への課税をめぐる起こしたものです。女性の夫が加入していたのは、10年間にわたり年金として毎年230万円が遺族に支払われる生命保険でしたが、国は、8年前に夫が死亡した後、年金受給権に対して相続税を課したうえ、毎年受け取る年金の第一回分に対して所得税を課しました。

これについて女性が、法律で禁じられている二重課税に当たるとして訴えたのに対し、一審の長崎地方裁判所は、女性側の主張を認め二重課税に当たるとしましたが、二審の福岡高等裁判所は、相続で取得した年金受給権と実際に支払いを受けた年金とは別ものとして逆転で国側の主張を認め、女性側が上告していました。

今回の判決は、**年金受給権と毎年の年金のうち運用益を除いた元本に当たる部分は経済価値が同じであると指摘。同一の経済価値に対して相続税と所得税を課すことは、所得税法第9条1項15号(※)に照らし違法な二重課税である**とし、所得税の課税取り消しを認めました。

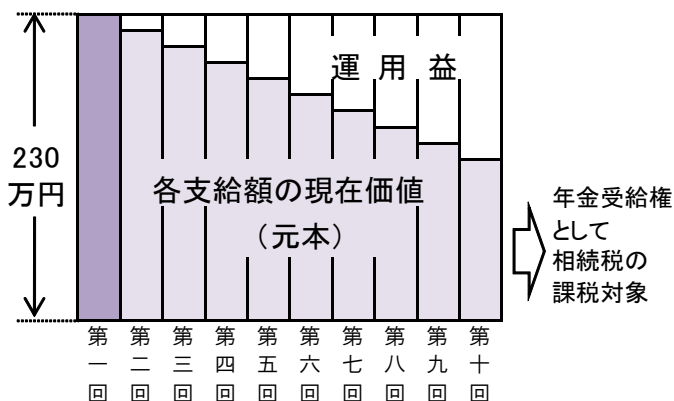
また、生命保険会社が年金について行った源泉徴収については、その年金が所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、支払の際に所定の金額を徴収し納付する義務を負うものであり適法と判示。所得税額控除・還付が適用できるものとされました。

※所得税法第9条1項15号(現16号)

次に掲げる所得については、所得税を課さない。

相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む)

### <二重課税とされた年金型生保のしくみ>



相続税の課税対象となる「年金受給権」の価額は、将来にわたって受け取る年金の金額を現在価値に引き直したものの合計額です。(左図色付き部分)

一方、毎年受け取る年金は元本と運用益を合計したのですが、第一回分については全額が元本と考えられます。

そのため、第一回分の年金に所得税が課税されると、同一の「元本」部分に対して相続税と所得税が二重に課税されることになります。

### <国側の対応>

この判決を受け、野田財務大臣は、取りすぎた所得税について、税法で定められている過去5年分の還付のみならず、5年を超える部分についても救済措置を講じる考えであり、年金型生保以外の金融商品への対応についても、来年度税制改正に向けて議論をしていく方針を発表しました。

国税庁は、ホームページで「遺族が年金形式で受ける生命保険金に対する所得税の取消しについて」を公表し、今後具体的な対応方法が確定ししだい広報・周知を図るとしています。

(池田佳代子)